

議会改革推進会議第1回会議

- 1 日 時 令和4年5月27日（金）午後1時15分開会
午後1時56分閉会
- 2 場 所 議事堂第3委員会室
- 3 出席者 委員長 瘡師富士夫
委員 山本 徹、奥野詠子、山崎宗良、
藤井大輔、亀山 彰、庄司昌弘、井加田まり、
火爪弘子、吉田 勉

I T活用検討委員会委員長 平木柳太郎

4 協議の経過概要

瘡師委員長 皆さんおそろいでありますので、ただいまから令和4年度第1回議会改革推進会議を開会いたします。

皆様方には、お忙しいところお集まりをいただき、ありがとうございます。

本日の会議には、井上委員、杉本委員から欠席する旨の連絡がありましたので、お知らせをしておきます。

この議会改革推進会議は、本県議会が議会改革に継続的に取り組むため、議会基本条例に基づき設置されたものでありまして、毎年度、議会改革に関する行動計画を策定し、その進捗状況を県民に公表することとされております。

会議の委員長は副議長が務めることとされており、私は初めての参加なのですが、これまでの運営方針を引き継ぎ、委員各位の御協力を得ながら会議の運営を進めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願いしたいと思っております。

なお、本日は、I T活用検討委員会の協議内容を報告していただくために、平木委員長にも御出席をいただいております。よろしく申し上げます。

それでは、協議に入ります。

協議事項の1、令和3年度議会改革に関する行動計画の進捗状況についてであります。

本年2月14日、令和3年度第5回会議の後、五十嵐前議長、武田前副議長が記者会見し、その時点での進捗状況を発表されました。そこから時点修正した資料を皆様のお手元に配付しておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

青柳議事課長 それでは説明いたします。

別添の資料を御覧ください。

右下に小さい数字でページを振ってございます。

まず1ページから3ページ、資料1を御覧ください。

令和3年度議会改革に関する行動計画の進捗状況でございます。

2月の会議と重複する部分もございますので、簡単に説明させていただきます。

まず1番目、条例に基づく議会運営ということで、令和3年5月24日、第1回会議で行動計画を策定しております。

2番目、住民との情報共有の推進、(1)議会広報の充実、右側の丸の1番目ですが、6月にTOYAMAジャーナル創刊号を発行いたしましたして、県内高等学校、公民館、コミュニティセンター等に4万2,500部配付いたしました。あわせまして、県議会のホームページにも掲載したところでございます。

また、主権者教育の推進ということで、①高校生への議会広報紙の配付、②高校生との意見交換会を8月と10月に2回実施しております。それから、③高等学校での「出前講座」を10月と2月に私立学校2校で実施しております。

丸の3つ目ですが、インターネットの各種媒体を使ったプッシュ型の広告を行いまして、議会ホームページや広報紙をPRいたしました。それから、ウェブアンケートも併せて行っております。

次の2ページを御覧ください。(2)ソーシャルメディア利用等による情報発信でございます。

令和2年度から常任委員会の録画を試行配信しております。令和2年度は経営企画と厚生環境の2つの委員会、3年度は教育警務、地方創生産業、県土整備農林水産委員会の録画配信を試行したところでございます。

3番目、住民参加の取組につきましては、先ほどの議会広報の充実の内容の再掲でございます。

4番目、新たな機能強化の取組、(1)議会におけるIT活用の検討につきましては、タブレット端末等の導入ということでございます。具体的には右側の丸の1番目ですが、4月にIT活用検討委員会を設置しまして、計7回の協議・検討を行っていただきまして、タブレット端末の試行導入に向けた基本方針の策定を3月に行っております。

また、2番目ですが、タブレット端末と大会議室での資料投影用のデジタルサイネージを年度末までに導入しております。

次の3ページを御覧ください。(2)危機管理対応でございます。

右側の内容ですが、メーリングリストの送受信テストを7月に行っております。また、危機管理対応マニュアルに基づきまして、初めての試みとして避難訓練を11月に実施しております。

(3)仕事と介護、育児との両立・推進ということで、オンライン委員会の開催について引き続き研究することとしたところでございます。

5、その他でございます。

提出予定議案協議会の在り方について委員の先生方に協議・検討していただいたところ、現状どおりとし、必要に応じて適宜開催することになったところでございます。

2番目、委員会へのマイボトル持込み、鉛筆等の机上配付の取りやめを試行的に行いまして、令和4年度本格実施することとしたところでございます。

3番目、意見書の審議につきまして、議員による提案理由説明を

実施し、職員の意見書朗読を廃止するというところで、今6月議会から行うことにしたところでございます。

4番目としまして、議案書及び議事録の速報版を議会ホームページに掲載することとしております。既に（2月定例会議事録の速報版については、）5月（25日）に掲載済みでございます。

以上でございます。

瘡師委員長 ありがとうございます。

令和3年度行動計画の進捗状況については、今ほど説明のあったとおりでございます。

冒頭にも申し上げましたが、この進捗状況は議会基本条例に基づき県民に公表することとされております。

この案のとおり公表することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

瘡師委員長 よろしいということでございますので、この案のとおり公表することといたします。

なお、公表は、これまでどおり、議会ホームページへの掲載等により行うことといたします。

次に、協議事項の2、令和4年度議会改革に関する行動計画についてを議題といたします。

前年度の第5回議会改革推進会議におきまして、令和3年度行動計画の実施結果、検討結果と併せて、今後の方向性について確認し、本年度の会議に引き継ぐとしておりました。これを踏まえまして考えてみました今年度の行動計画案のたたき台を資料2としてお配りしております。参考に、前年度と対比した新旧対照表も併せてお配りしているかと思えます。

それでは、資料2の行動計画案を事務局に朗読していただきます。

青柳議事課長 それでは、資料の4ページ、5ページでございます。

4ページ目は、令和4年度議会改革の取り組み【議会改革に関する行動計画】（案）でございます。

次の5ページは、3年度と4年度を比較したものでございます。

5ページの新旧を見ていただきますと、今回、項目を移行している関係でちょっと見にくくなっております。

左側の2の(1)の中、またのところですが、主権者教育の関係を別建てにし、右側の3の主権者教育の推進と住民参加の取組というところにこの内容を移行しております。

それから、項目4の(3)ですが、仕事と介護、育児との両立・推進としておりましたが、「男女共同参画の推進」という名称に変更しております。

その他のところについては、内容を議会における個人情報保護条例というものに置き換えております。

それでは、具体的に4ページで説明をいたします。

まず趣旨でございます。

昨年同様でございますが、開かれた議会を推進するため、県民に広く議会の活動を知っていただき、県政への関心を高めるほか、議会の活性化、透明性の確保等に資するよう、議会改革を推進するものでございます。

1、議会基本条例に基づく議会運営でございます。

議会改革推進会議において、議会改革に関する行動計画を策定するとともに、条例に基づく着実な議会運営を行うということで、これも昨年同様でございます。

2番目、住民との情報共有の推進でございます。

(1)議会広報の充実ということで、主権者教育は3に移っております。それ以外は、表現は変えておりますが、昨年とほぼ同じか継続ということでございまして、具体的に言いますと、議会広報紙を年1回発行するという、配付先は広く公民館や図書館等の主要施設に配架するほか、議会ホームページにも掲載する。また、SNS等を活用したプッシュ型の広告を配信しまして、議会ホームページや議会広報紙でのPRを行う。ほか、ウェブでアンケート調査

を行い、引き続き広報の在り方を検討するということでございます。

それから、(2) ソーシャルメディア利用等による情報発信ということで、本年度の11月議会からでございますけれども、全常任委員会の録画配信を実施する予定としております。

3番目は、先ほど申し上げたとおり、項目名を変えまして、主権者教育の推進と住民参加の取組ということで、主権者教育を推進するため、県内高校生に議会広報紙を配布するとともに、高校への出前講座を県立高校まで広げ実施することを検討する。また、議員と高校生との座談会等の実施について検討する。このほか政策テーマを設定し、議会や委員会の傍聴、議員との意見交換等を実施する。議会報告会については、引き続き在り方等を議論し、開催を検討する。

次は4、新たな機能強化の取組でございます。

(1) 議会におけるITの活用でございます。後ほど平木委員長から今年度の取組状況について御説明がありますが、議会資料等を電子化し、タブレット端末等を活用した議会運営を試行する。住民に分かりやすい議会運営や災害時等におけるタブレット端末等を活用したオンライン会議等、議員の議会活動の向上にITの活用を検討する。

(2) 危機管理対応ということで、マニュアルに基づきまして、議場で避難誘導訓練等を継続的に実施し、課題等について検討する。

(3)、先ほど申し上げましたとおり、項目名を「男女共同参画の推進」といたしまして、「仕事と介護や育児との両立に資するITの効果的な活用について引き続き研究する」、ここは変わっておりませんが、次が新たに付け加えたところでございます、「また、議会におけるハラスメントの防止のため、研修の実施及び相談体制の整備等、必要な施策を講じる」ということで、この後段につきましては後ほど事務局から説明をいたします。

5、その他、議会における個人情報保護条例(仮称)を制定すると

ともに、議会で保有する個人情報の取扱いについて検討するという
ことです。これにつきましても、後ほど事務局から説明をいたしま
す。

以上でございます。

瘡師委員長 この試案について御意見を伺いたいと思っております。

それでは、まず自民党さんからいかがですか。

奥野委員 今の説明についてこちらの意見はないのでありますが、事
務局から後ほど説明しますとありましたその内容についての説明を
聞いてからじゃないと何とも答えようがないかなと思っています。

瘡師委員長 承知いたしました。

それでは、新令和会さん。

亀山委員 その議論の前に、タブレット上のPDF資料と印刷資料が
ありますよね。この行動計画の対照表ですが、紙ではA3用紙横1
枚ですが、PDFではA4用紙縦2枚にわたっているんですよ。P
DF資料にはページもないし。タブレット上のPDF資料と紙資料
の見え方が違うと、資料のどこを見て良いか分からなくなるので、
その辺ちょっと気をつけていただきたいなと思います。

瘡師委員長 試案について、(意見は)ないということですか。

亀山委員及び庄司委員 はい。

瘡師委員長 それでは、立憲民主党さん。

井加田委員 今ほどの資料の見え方については、私も気になったので
言おうと思っておりました。

もう1つは、提案された中身の中で、全委員会の録画配信につい
ては、11月から全委員会をインターネット録画配信するという理解
でよろしいのでしょうか。

瘡師委員長 そうです。

井加田委員 その整備を(今年度中に)全部やられるということでは
ね。

青柳議事課長 今年度から録画配信をやることになっております。

井下田委員 わかりました。

瘡師委員長 次に共産党さん。

火爪委員 いいと思います。了解です。

瘡師委員長 公明党さん。

吉田委員 いいと思います。

瘡師委員長 ほかに御意見等ございませんでしょうか。

今ほど奥野委員から質問ございましたように、報告事項全体を聞かないと答えようがないという話もあったので、報告事項の（３）ハラスメント防止研修の実施及び相談体制の整備についてと、（４）議会における個人情報保護条例の制定についてを、先に説明をお願いしたいと思います。

朴木総務課課長補佐 ８ページの資料４を御覧ください。ハラスメント防止研修の実施及び相談体制の整備についてです。

平成30年５月に、政治分野における男女共同参画推進法が施行されたのですが、施行後も政治分野への女性参画が諸外国に比べてなかなか進んでないということもありまして、令和３年６月に同法が改正されております。

下のところに参考として第９条の条文を抜粋して記載していますが、性的な言動等に起因する問題への対応が新設されておりまして、この条文に対しての対応を今回行いたいというものです。

上のほうに戻っていただいて、１番の概要を御覧ください。

同法第９条では、①セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の発生防止に資する研修の実施と②当該問題に係る議員からの相談体制の整備など必要な施策を講じることが規定されておりまして、本議会でも対応する必要がございます。

このことを踏まえまして、３の（１）ですが、議会におけるハラスメントの発生防止に係る研修会を実施いたします。具体的には、全国議長会が実施する研修会に全議員に参加していただく予定としております。

それから、(2) セクハラ・マタハラ等に関する議員からの相談体制の整備ということで、運営方法等につきましては、先行県の事例を踏まえ検討を進め、年度内には整備する予定としております。

続きまして、9ページ、議会における個人情報保護条例の制定についてです。

1番の経緯ですが、個人情報保護法が改正されまして、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者を対象としていた個人情報保護に関する法律が同法に統合されました。よく2000個問題（個人情報保護に関する法律や条例が全国で2000個近くあり、それぞれ定義や解釈等に違いがあり、個人情報の利活用や自治体間の連携等を阻害している問題）と言われたものですが、それを解消するために個人情報保護法が統合されました。これによりまして、議会を除く地方公共団体の機関を含めまして、全国的な共通ルールで運用されることとされました。

なお、地方公共団体に係る規定は、令和5年4月1日施行となっております。

ただ、地方議会につきましては、国会や裁判所と同様、自律性を尊重する観点から、同法の適用除外となっております。富山県議会としても個人情報保護条例を独自に制定するというものです。

従来 of 取扱いが参考として書いてありますが、従来は、議会も執行部と同様に、富山県個人情報保護条例の適用対象となっております。

2番の条例案の概要ですが、条例案は、改正後の個人情報保護法との整合性を勘案しまして、「第5章 行政機関等の義務等」の各条の規定に対応することを基本としまして、全国議長会が策定した条例標準例に基づき作成いたします。

その構成は(1)のとおりとなっております。第6章に罰則に関する規定がございます。

(2) 対象となる個人情報ですが、基本的には議会事務局職員が

職務上作成するか、または取得した個人情報で組織的に利用する目的で保有しているものが想定されております。

その他ですが、条例の実施について必要な事項は議長が別に定めることにしております。

3番の今後の予定です。

先ほど申し上げましたように、罰則規定がありますので、富山地方検察庁と2か月程度協議することにしております。この後、事務局で条例案を作成しまして、各会派代表者会議にお諮りして随時検討することにしております。

また、パブリックコメントも実施いたしまして、11月議会で条例を制定して、条例の施行は令和5年4月1日を予定しております。

以上です。

瘡師委員長 それでは、ただいまの説明に対し御意見、御質問があればお願いします。

奥野委員 御説明ありがとうございました。

ちょっと確認ですが、この議会における個人情報保護条例の制定についてというのは、全国の地方議会が一律に条例制定する前提として全国議長会が条例案を策定しているという理解でよろしいのでしょうか。

あと、対象となる個人情報が具体的にどういうものを指すのか、あまりピンときていないのですが、それは今後の予定の中にある、例えば各会派代表者会議の中で確認をしていくような形になるのでしょうか。

その2点です。

瘡師委員長 お願いします。

朴木総務課課長補佐 最初の御質問につきましては、既に議会独自に個人情報保護条例を制定していた2つの議会は、何もしなくてもよいということになるんですが、それ以外の議会につきましては、議会の判断になりますが、大多数の都道府県議会が、個人情報保護条

例を新たに独自に制定するということになります。全国47のうち都道府県で言うと45の県議会が、個人情報保護条例を策定しないといけないという要請がされていることになります。

2つ目の御質問ですが、具体的に個人情報はどうなものが当たるのかというのは、先生もおっしゃいましたけれども、各党派代表者会議で資料などを御説明してこれから詰めていきたいと思えます。

奥野委員 ありがとうございます。承知しました。

瘡師委員長 ほかに御意見ありますか。

井加田委員 議員からの相談体制の整備についてですが、具体的にはどんなイメージなのか、第三者機関を通してするのか、あるいは外部の例えば弁護士さんとか窓口をどうするのか、運営と併せてどういうイメージで進めていこうと考えているのか、お聞かせください。

瘡師委員長 ハラスメントのほうですね。

井加田委員 そうです。ハラスメントの相談体制です。

瘡師委員長 これも事務局からお願いします。

朴木総務課課長補佐 これもまだ情報収集に努めているところで、はっきりしたことは現時点で申し上げにくいのですが、先行している群馬県の例を見ますと、群馬県も議会の中にハラスメント相談体制の窓口というか案内を実施したとなっていて、もし相談窓口に寄せられた事案で解決できないようなものは法務省の専門機関へつなぐことにしているということです。富山県議会でもどんなことができるのか、ほかの県議会の状況も踏まえまして検討していきたいと思っています。

瘡師委員長 ほか、よろしいでしょうか。

火爪委員 関連でハラスメント対策ですが、「全国議長会が実施する研修会に全議員に参加していただく予定」と書いてあるんですが、具体的な実施方法について、イメージがあるのだったら、紹介をいただきたいというのと、今、群馬というお話がありましたけど、私たちが勉強できる先行事例とすれば、群馬だけなのか、ほかにあと幾

つかあるのか、あったら県名など紹介していただきたいと思います。
瘡師委員長 お願いします。

朴木総務課課長補佐 現時点で把握しているのは群馬県議会だけなのですが、全国照会などの形で情報収集している県もありまして、ちょっと今どこの県かは忘れてしまったのですが、そういう照会結果なども取り寄せまして、先行している県の事例を研究したいと思っています。

今のところ、群馬県しかまだ情報としては持っておりません。

あと、全国議長会の研修会の内容につきましては、今年の2月に研修時期に関する照会が事務局に届いていまして、全国議長会では今年度中に研修するということが検討されていることは確かなのですが、具体的にいつ頃どんな内容でというのは、まだ情報がこちらにもありませんので、これも全国議長会にどんなものを今考えているのか、早めに情報収集して、皆さんにもお伝えできるようにしたいと思います。

火爪委員 ありがとうございます。

そうすると、さっきの行動計画案の中にもありましたので、研修会については今年度中ということなんですね。

瘡師委員長 予定としてはそうなんでしょうね。

火爪委員 できるだけ早くということですね。ありがとうございます。

瘡師委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

瘡師委員長 ほかに御意見等ありませんので、細かい点につきましてはこれからまた検討課題として、この推進会議でもいろいろと議論をいただくことになろうかと思いますが、この大枠といいますか、この試案ですね。令和4年度議会改革に関する行動計画とすることに御了承をいただけないでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

瘡師委員長 了承いただいたと理解いたしました。

それでは、今後、この行動計画に基づき議会改革に取り組んでいくこととなります。

全会派の御理解を得ながら進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き御協力をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

なお、本日は承されました令和4年度行動計画の中で実施するとした項目の詳細については、私に御一任いただきたいと思います。

また、検討するとした項目については、次回以降、この会議の場で議論を進めていきたいと思っておりますので、各会派において検討をお願いいたします。

それでは次に、報告事項の1番、まず広報編集委員会の協議内容について山本委員から報告をお願いいたします。

山本委員 お疲れさまです。

広報編集委員会では、現在、TOYAMAジャーナルを7月に発行するため取り組んでおります。

今年度の広報紙の制作業者を選定するため、公募型プロポーザルを実行いたしましたところ、2者から参加申込みがありました。先月26日の広報編集委員会において面接審査を行って契約候補者の決定を行ったところであります。

議員の皆様方には事務局から原稿の執筆などの依頼があったかと思いますが、どうか御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、今年度も議会広報紙の発行に合わせまして、SNS等を活用したプッシュ型の広告によりまして県議会ホームページのPRを行うとともに、県議会広報紙についてアンケート調査を行うこととしております。

この業務の委託業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施したいと考えており、先日5月25日水曜日に公開をいたしまして、6月16日の広報編集委員会において面接審査を行って契約候補者の決定を行う予定であります。

先ほどの令和4年度の行動計画にもありましたとおり、議会広報紙発行後、公民館やコミュニティセンター、県内の主要施設に配架いたしまして、また議会ホームページにも掲載をしたいと思います。

また、新たに選挙権を有することとなりました生徒や学生に対する主権者教育を推進するため、県内高校生に広報紙を配布するとともに、昨年度、私立高校2校で実施をした出前講座を、今年度は県立高校までその対象枠を広げて実施を検討することとしております。さらに、今年度同様、県議会議員と高校生との座談会等を検討してまいります。

今年度は既に富山第一高校から出前講座開催の要請が来ておりまして、7月12日の5、6限を使って実施することにしており、現在講師となる議員を募集しているところでございます。

議員の皆様方には事務局から出席依頼があったかと思いますが、何とぞ御趣旨を理解の上、御参加、御協力賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

瘡師委員長 ありがとうございます。

広報編集委員会の報告については、今ほどあったとおりでございますが、この点につきまして御意見等あればお聞かせください。ないようですので、次に、IT活用検討委員会の協議内容について平木議員から報告をお願いします。

平木議員 ありがとうございます。

資料3、紙資料で言うと6ページをお開きください。

IT活用検討委員会からは2枚の資料を提示しております。1枚目は項目、2枚目はスケジュールが書いてあるものです。

先ほども御説明がありましたので、一部割愛しながら御報告させていただきます。

まず、各議員の皆様から各種タブレットの活用等について質問や、また御提案などもいただきまして、ありがとうございました。

今後そういった内容に関しては、(1)番のタブレット端末に係る質疑事項及び対応ということで、Q & Aのような形で作成をして皆様に共有できるようにさせていただきます。

1の(2)常任委員会資料等の配付に関しては、既に本日も含めて行っていただいておりますが、事務局から事前に情報をデータとしてGoogleドライブ等に共有をいただきまして、現状としては、そのお知らせをファクスやメールで再度皆様に確認の連絡をしていただいているような状況になります。今後はそういった案内も全てメール等々で済ませていく形になると思われれます。

(3)番以降は、細かく書いてございますが、2枚目のスケジュールを見ていただいたほうがイメージしやすいと思いますので、そちらを御覧ください。

先日5月18日に今年度の第1回IT活用検討委員会を行い、本日の報告事項等を詰めさせていただきました。この後、まずIT活用検討委員会で様々な取組を実証的に先行させながら、6月の定例会では、本会議場などへのタブレット端末を持込み可能ということでスタートしていきます。

右側の項目で、8月の第3回IT活用検討委員会では、オンラインでの委員会の開催なども試行しながら進めていき、さらに先になりますが、令和5年2月、今年度の最後には、関連規則や条例の改正を行って、最終では我々議員の選挙の改選後、来年度の令和5年度6月の定例会からタブレット端末を本格利用するということまでのスケジュールをイメージして、1年間しっかりと準備を進めていきたいと考えています。

スケジュールに関しては以上で、1枚目に戻っていただきまして、(6)その他、5月18日のIT活用検討委員会では、各種の対応に関して様々な意見をいただきまして、また今後も各議員の皆さんからも、使っていきながら、それぞれ事務局に、こんなことにしてほしいとか、これが分からないということは全てIT活用検討委員

会にも共有できるようにしていきたいと思っています。

最後に2項目め、6月定例会に際しての留意事項と書いてありますが、あくまでこのタブレットは、私たちに貸していただいていることが前提ですが、基本的には会議の前の充電等々については御自身でしっかりと対応いただいて、また、3番目に書いてありますが、新たなアプリ等々、そういったサービス、ソフトウェアをインストールする場合には、共有ドキュメントの中に届出用紙というファイルで共用してあります。これももう少し申請しやすくできるように工夫をしていきますが、現状では、何か新しくパソコンに入れる場合には事前に御報告をいただければと思います。

以上で御報告を終わります。

瘡師委員長 ありがとうございます。

I T活用検討委員会の協議内容については今ほどの報告のとおりでございますが、何か御意見等あればお聞かせください。

ないようでありますので、次に、事務局から報告事項がありますのでお願いします。

朴木総務課課長補佐 10ページ、資料の6番、災害時連絡用メールアドレス等の確認についてを御覧ください。

1番、災害時連絡用メールアドレスにつきましては、富山県議会議員緊急連絡網、メーリングリストの送受信テストを6月中に実施することを予定しておりまして、その送受信テストの実施に先立ちまして、メールアドレスの変更の有無を御回答いただくものです。

また、あわせまして、2番、資料送付用のメールアドレスについても、変更の有無も確認させていただきます。

その下の参考ですが、タブレット端末用のメールアドレスにつきましても併せて確認をお願いいたします。

実際に本日中に照会文書を議員各位にお送りしようと思っておりますが、実際にお送りする際には、災害時連絡用と資料等送付用、タブレット端末用の3つのメールアドレスを記載した状態で、既に

登録されている電子メールか、あるいは電子メールを持っておられない方にはファクスで依頼させていただくことにしております。

6月3日金曜日までに、議会事務局総務課まで回答していただきたいと思います。

以上です。

瘡師委員長 その他、ほかにはもうないようですね。

最後に、次回の会議であります、スケジュール表には8月となっておりますが、別途日程調整させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上で本日の議事は終わりましたが、この際、ほかに何か御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

瘡師委員長 ありがとうございます。

それでは、発言がないということでございますので、これをもって第1回議会改革推進会議を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。ありがとうございます。